

第1章 管理および運営体制

1. 管理および運営体制に関する基本方針

史跡「宗像神社境内」保存管理計画並びに、天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画を実効あるものとするため、その計画的進行管理、方策の的確な実施、関係者の協力による推進など運用に関し、管理および運営体制等のあり方についての基本方針を定める。

- ① 地域に根ざした包括的な保存管理を進めるために、運営の方法およびそれらを進める上で必要となる体制の整備を行う。
- ② 史跡等の土地の所有者を明確にするとともに、所有者の役割を明確化し、保存管理を適切に行う。
- ③ 行政等関係機関の役割、宗像大社など土地所有者との連携のあり方を検討し、管理・運営体制を構築する。
- ④ 経年劣化や植生変化などをとらえるためのモニタリングを実施する。

2. 文化財の保存管理体制及び緊急体制

(1) 保存管理体制

史跡・天然記念物所有者・管理者

↓

宗像市郷土文化交流課 ⇔ [考古・都市計画・建築・土木
↓
植物・動物など
福岡県文化財保護課 ⇔ 各専門家との相談

↓

文部科学省（文化庁）、環境省

(2) 緊急体制

1) 史跡

所有者（毀損などの確認・発見）

年月日・場所・毀損状況の把握・写真

↓（確認・発見後は速やかに連絡）

宗像市へ連絡

状況確認を行う。軽微の場合は、宗像市で処理する。

↓（状況及び初期対応を報告）

福岡県

対応を協議する。（所有者・宗像市・福岡県）⇔ 専門家への相談

場合によっては、現地を確認する。

↓（状況を伝えその対応について意見を求める）

文部科学省（文化庁）

↓

指示に従う

2) 天然記念物

所有者（毀損を確認・発見）調査票に基づいて状況を記載・写真

↓（確認・発見後は速やかに連絡）

宗像市へ連絡

調査票を確認し軽微の場合は、宗像市で処理する。

↓（状況及び初期対応を報告）

福岡県

対応を協議する。（所有者・宗像市・福岡県）⇔ 専門家への相談
場合によっては、現地を確認する。

↓（状況を伝えその対応について意見を求める）

文部科学省（文化庁）、環境省

↓

指示に従う

3. 市民参加および市民団体等との連携

一般の入島が制限されている沖ノ島を除き、史跡「宗像神社境内」に対する保存管理への地域住民、参拝者等の関わり方を明確にし、これらの関係者の保存管理への参画方法、理解促進・周知方法等を検討し、実施する。

清掃活動等ボランティアなど、管理・運営への地域住民の参画を促進する。

学校教育および生涯学習に関する各種事業の一環として、史跡の公開・活用および管理・運営の取り組みを推進する。

第2章 今後の課題

国指定史跡「宗像神社境内」および国指定天然記念物「沖の島原始林」において、今後下記の課題に留意・解決しながら適切な保存管理を行うように努める。

(1) 史跡「宗像神社境内」および天然記念物「沖の島原始林」の保存管理

保存管理を進める上での今後の課題としては、史跡、天然記念物の継続的な調査による価値のさらなる明確化および保存状態の保持、調査に基づく文化財指定の拡大、価値を損なう行為等の制限の強化、現状において価値を損なっている事項に対する対策の検討などがあり、具体的には、以下のような点があげられる。

1) 史跡「宗像神社境内」

- ① 今後必要とされる調査の検討
- ② 沖ノ島の入島制限の基準を明確化、継続・強化
- ③ 末社など建造年代の古い建築物・工作物の文化財指定
・建築物、工作物、土木構造物について、調査による歴史的価値から指定を検討
- ④ 史跡地の追加指定の必要性を検討
- ⑤ 史跡地内民有地における現状変更行為に対する的確な指導、日常的な協力要請
- ⑥ 「平成ノ御造営」の計画と史跡の保存の観点からの調整
- ⑦ 辺津宮、中津宮周辺における景観形成行為の規制・誘導
- ⑧ 広大な駐車場および周辺環境の修景
- ⑨ 繁忙期における交通渋滞の対応

2) 天然記念物「沖の島原始林」

- ① オオミズナギドリの巣穴対策、帰化植物、外来動物の侵入・生息状況、気象、土壌など、さらなる調査、継続的調査の実施についての必要性の検討
- ② 入島制限の継続・強化
- ③ 戦時遺構の取扱いの検討
- ④ 治山事業、港湾施設、その他通信施設などの保全、改修・整備のあり方の検討

(2) 公有化・追加指定等に関する将来像

宗像神社境内が有する価値のより確実な保存のため、次の点について検討を行い、できるだけ速やかに対策を講じるものとする。

- ・史跡宗像神社境内としての性格から、宗教法人宗像大社が保全管理することを基本とする。
- ・史跡および天然記念物周辺において、今後の研究により範囲が確認できた場合は、追加指定を検討する。
- ・公有化については、宗像市と宗像神社がその都度協議を行う。

(3) 周辺環境の保全

宗像神社境内の周辺は、景観にそぐわない建築物、工作物、土木構造物などが確認される。景観計画景観条例に基づき修景に努め、景観に対する住民の意識の向上を図る。

- ・既存の法規制と連動させて周辺の良い環境を維持する。
- ・史跡周辺にふさわしい土地利用の将来像を策定する。
- ・世界遺産の構成資産でもあることから史跡への誘導看板など緩衝地帯内においては、デザインなど統一したものを検討する。
- ・境内に近接する開発については、十分開発申請者と協議し、史跡の価値を損ねないように配慮する。場合によっては、調査によって史跡の価値を把握し、追加指定する。

(4) 保存管理計画の進行管理と適時の改訂

社会情勢や史跡指定地の状況の変化等に応じて、計画内容の充実や見直しを行う。

(5) 整備・活用計画について

史跡「宗像神社境内」については、今後の整備計画にあわせ、宗像大社と協議・調整の上、整備・活用を行う。